

旭川医科大学施設・環境計画専門部会細則の一部を改正する細則を次のように定める

(令和3年9月8日将来構想検討委員会委員長裁定)

旭川医科大学施設・環境計画専門部会細則の一部を改正する細則

旭川医科大学施設・環境計画専門部会細則（平成16年将来構想検討委員会委員長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左表（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条（略） （任務）</p> <p>第2条 部会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 土地の利用に関する事 (2) 施設整備の計画に関する事 (3) 施設の有効活用に関する事 (4) 施設・環境の維持・保全に関する事 (5) 省エネルギーに関する事 <u>(6) 前各号の事項に係る改善・向上に関する事。</u>（新設） (7) その他施設・環境に関する事。</p> <p>第3条～第10条（略）</p> <p><u>附 則</u> この細則は、<u>令和3年9月8日から施行し、改正後の第2条第6号及び第7号の規定は、令和3年6月30日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 新たに「旭川医科大学の自己点検評価等に関する要領」を制定したことから、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条（略） （任務）</p> <p>第2条 部会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 土地の利用に関する事 (2) 施設整備の計画に関する事 (3) 施設の有効活用に関する事 (4) 施設・環境の維持・保全に関する事 (5) 省エネルギーに関する事。</p> <p>(6) その他施設・環境に関する事。</p> <p>第3条～第10条（略）</p>

